

水保第1764-1号
平成30年12月19日

各診療所管理者 殿

茨城県水戸保健所長
(公印省略)

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定について（依頼）

本県の保健福祉医療行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

件名のことについて、観光庁外客受入担当参事官から別添写しのとおり通知がありましたので、下記の選定要件を満たしたうえでご承諾いただける場合は、下記のとおりご対応をお願いいたします。

記

1 依頼内容

- ・「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」選定のためのご承諾

2 医療機関選定の要件

- ・外国語による診療が可能

3 選定された医療機関の取扱い

- ・訪日外国人旅行者受入れ医療機関リストとして観光案内所や地方自治体へ案内及び日本政府観光局（JNTO）のホームページにおける情報発信を予定しています。

4 報告方法及び期限

- ・ご承諾いただける場合は、別添報告書により FAX にて下記担当あて送付
- ・平成30年12月26日（水）必着

※期日までにご報告がない場合は、承諾いただけないものとして取り扱わせていただきます。

【担当・提出先】茨城県水戸保健所

総務課地域保健推進室 塚田，小野木，古木

TEL：029-241-0100 FAX：029-241-5313

Mail：mitoho01@pref.ibaraki.lg.jp

水保第1764-2号
平成30年12月19日

各診療所管理者 殿

茨城県水戸保健所長
(公印省略)

訪日外国人旅行者受入れ医療機関報告書の更新について（依頼）

本県の保健福祉医療行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

件名の報告書について、昨年度ご提出いただいたところですが、観光庁外客受入担当参事官から別添写しのとおり報告書の更新について通知がありました。つきましては、ご多用のところ恐縮ではありますが、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 依頼事項

別添報告書の確認及び追記をお願いいたします。

- ・項目②～⑪・・・昨年度報告した内容から変更がある箇所は、ご記入ください。
- ・項目⑫・・・該当するものをご選択ください。
(記入必須) ※項目⑫は今年度の追加項目です。

2 報告方法及び期限

- ・FAXにて下記あて送付。
- ・平成30年12月26日(水)必着

【担当・提出先】茨城県水戸保健所
総務課地域保健推進室 塚田, 小野木, 古木
TEL: 029-241-0100 FAX: 029-241-5313
Mail: mitoho01@pref.ibaraki.lg.jp

平成30年11月16日

各都道府県観光部（局）長 殿

観光庁外客受入担当参事官

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について

観光施策の推進については、日ごろより格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

訪日外国人旅行者が増加する中、訪日外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、本年6月14日に開催された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられました。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日決定）、「観光ビジョン実現プログラム2018」（平成30年6月12日決定）に基づき、2020年、さらにはその先を見据え、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境整備を促進するため、全国規模で訪日外国人旅行者受入れ医療機関を充実させていくこととしています。

これを踏まえ、引き続き、観光庁では、厚生労働省と連携して、都道府県の協力の下、地域医療に支障なく、訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際にスムーズに医療機関にアクセスできるようにするための、外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リストについて、更なる充実を図ることとしております。

については、各都道府県観光部（局）におかれましては、各都道府県衛生主管部（局）と連携して、下記のとおり、医療機関の追加選定及び報告をお願い申し上げます。

記

1. 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定及び追加報告内容の聴取

下記（1）の選定要件に合致する医療機関を、（2）の留意点に従って選定してください。別添①の報告書を対象医療機関に配布・回収し、とりまとめをお願いします。また、選定結果の集計を別添②に反映をお願いします。

(1) 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定要件

ア. 「緊急時対応等が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関

以下の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす医療機関を都道府県で最低1カ所以上選定してください。(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす医療機関が平成27～29年度に既に選定されていれば、今年度の追加選定は不要です。その場合は、下記の『イ. 「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関』の選定のみお願いします。)

- (ア) 24時間365日救急患者を受け入れていること
- (イ) 救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有すること
(総合病院を想定)
- (ウ) 少なくとも英語による診療が可能であること
(通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること)

イ. 「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関

外国人旅行者の訪問状況や医療機関へのアクセスを考慮し、「外国語による診療が可能である」医療機関(医療通訳の有無を問わない)を選定してください。

(2) 追加選定の留意点

現在登録済みの医療機関の所在地について、各地域の主要な観光地の地点や二次医療圏と比較分析、また都道府県毎の件数を比較した結果、地域的な偏在があることから、これを解消していく目的で以下ア.～ウ.に従って選定をお願いしたく存じます。

ア. 主要な観光地の地点や二次医療圏

- ・平成29年度に引き続き、広域観光周遊ルート(注1)上の広域観光拠点地区(注2)と、二次医療圏(注3)が重なり合うところを【**重点対象地域(別添②内のE列にて○がついている地域)**】としております。別添②の通り、重点対象地域内で医療機関数が不足していると思われるところをオレンジ色で色づけしておりますので、色づけされた箇所は可能な限り最低1件以上選定頂きますようお願いいたします。
- ・重点対象地域外の地域であっても、訪日外国人旅行者が多い場合は必要に応じて、医療機関の選定をお願いいたします。

イ. 都道府県別の目標数

- ・選定済み医療機関の数に対する各都道府県の平成29年度外国人のべ宿

泊者数(注4)を算出しております。(数値が大きいほど、医療機関1件当たりで対応すべき外国人の人数が多いという考え方です。)この数値に基づき、都道府県毎の目標選定数を設定しておりますので(別添②内のV列にて記載)、選定頂きますようお願いいたします。

選定済み医療機関1件あたり外国人のべ宿泊数	目標選定数
10,000未満	3
10,000以上50,000未満	5
50,000以上100,000未満	7
100,000以上	10

ウ. その他医療機関候補

- ・厚生労働省では、補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」の実施や、「外国人患者受入れ医療機関認証制度」の普及推進をしております。これらの医療機関で、訪日外国人旅行者受入れ医療機関リストに未登録の医療機関については、選定の候補として頂きたく、個別にお声がけをする等、登録を促してください。
- ・平成28年度の観光庁の調査事業により、医療機関リスト未登録の医療機関で、外国語診療が可能な医療機関をリスト化したので、別添③として送付致します。追加選定の候補として参考にしてください。(平成29年度にお送りしたものと同様です)

注1 広域観光周遊ルート：テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせたルートのこと。

注2 広域観光拠点地区：広域観光周遊ルート内で、集客の核となる地区のこと。ルート毎に複数地域を指定。

注3 二次医療圏：地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが相当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定。

注4 外国人のべ宿泊者数：平成29年度 宿泊旅行統計調査（観光庁）

(3) 登録済の訪日外国人旅行者受入れ医療機関に対するJMIPへの関心有無確認

JMIP（外国人患者受入医療機関認証制度）とは、日本国内の医療機関に対し、多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国人患者の受入に資する体制を第三者的に評価することを通じて、国内の医療機関

を受診するすべての外国人に、安心・安全な医療サービスを提供できる体制づくりを支援する制度です。各都道府県に登録されている医療機関に対し、別添①報告書の内、「⑫ J M I Pへの関心」についてご記入頂き、ご提出ください。（登録されている全医療機関が対象です。）

「J M I P 認証事務局からの情報提供を希望する」と回答された医療機関については、連絡先を J M I P 認証事務局へ連携させていただく場合がございますので、ご了承ください。

(4) 選定結果の公開方法

選定いただいた医療機関は、訪日外国人旅行者受入れ医療機関リストとして日本政府観光局（JNTO）のホームページ等にて全5言語で情報発信（注5）し、訪日外国人観光客、各観光案内所、宿泊施設、旅行事業者等へ案内します。また、同ホームページ内には観光関連施設向けサポートページ（注6）のほか、平成29年度に医療機関向けサポートページを新設し、医療機関向けに提供されているマニュアルの公開、及び医療機関での外国人対応の好取組事例を掲載しております。

注5 HPアドレス：

【 英語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html

【 中国語（繁）サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/chs/mi_guide.html

【 中国語（簡）サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi_guide.html

【 韓国語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/kor/mi_guide.html

【 日本語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

注6 サポートページHPアドレス：

【 観光関連施設向け 】 <http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/support.html>

【 医療機関向け 】 https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/medical_support.html

2. 医療機関選定結果の報告方法と期限

各都道府県観光部（局）は、医療機関に配布・回収した別添①の報告書を取りまとめた上で、選定結果の集計を反映した別添②を添えて、各都道府県を管轄する地方運輸局まで報告をお願いします。

報告期限：平成31年1月11日（金）管轄の地方運輸局必着

※ 報告先運輸局の窓口及び担当者は別添④を参照のこと

3. 問い合わせ先

観光庁 外客受入参事官室 山崎・遠藤

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL：03-5253-8972

Mail：yamazaki-y2wm@mlit.go.jp、endoh-c2bq@mlit.go.jp

【参考】

(1) 厚生労働省補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」

- 医療通訳等の配置を実施する「外国人患者受入れ拠点病院」（平成26年度～平成29年度）

- 平成28年度：<http://www.jme.or.jp/news/pdf/160905.pdf>（当初予算）

- 平成29年度：http://www.jme.or.jp/news/170907_2.html（当初予算・一次公募）

- <http://www.jme.or.jp/news/171017.html>（当初予算・二次公募）

※ 平成26年度及び平成27年度の実施病院については、平成28年度の実施病院に内包されています。

- 院内資料・院内案内図の多言語化等の外国人患者受入れ体制整備を実施する「体制整備支援病院」（平成28年度）

- 平成28年度：<http://www.jme.or.jp/news/160729.html>（当初予算・一次公募）

- <http://www.jme.or.jp/news/160905.html>（当初予算・二次公募）

- http://www.jme.or.jp/news/170201_2.html（補正予算・一次公募）

- http://www.jme.or.jp/news/170703_2.html（補正予算・二次公募）

- http://www.jme.or.jp/news/170907_3.html（補正予算・三次公募）

- 上記事業は、「一般財団法人日本医療教育財団」が実施団体となっています。

- 一般財団法人日本医療教育財団HP：<https://www.jme.or.jp/index.html>

(2) 外国人患者受入れ医療機関認証制度

(JMIP: Japan Medical Service Accreditation for International Patients)

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度HP：<http://jmip.jme.or.jp/search.php>

以上

